

指定、登録等に係る事務・事業 一覧

資料2-2

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	製菓衛生師法第4条第2項	製菓衛生師試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	指定事業の厳格化	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施
2	製菓衛生師法第5条第1号	製菓衛生師の養成	講習研修	指定	119	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	良質かつ安定した教育を担保できる法人の指定制度が必要であるため検証しながら指定事業を実施
3	食品衛生法第48条第6項第3号	食品衛生管理者の養成	講習研修	登録	172	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	良質かつ安定した教育を担保できる法人の登録制度が必要であるため検証しながら登録事業を実施
4	食品衛生法施行令第9条第1項第1号	食品衛生監視員の養成	講習研修	登録	172	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	良質かつ安定した教育を担保できる法人の登録制度が必要であるため検証しながら登録事業を実施
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号	食鳥処理衛生管理者の養成	講習研修	登録	なし	受講料の引き下げ登録基準のインターネットでの公開を進めた。	講習会開催の際に登録させる制度であり、実績もあることから引き続き見直しを行い登録事業を実施
6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項 (本制度は、都道府県等の自治事務を地方所管の法人に委託するもの。)	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための、食鳥の生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査等の食鳥検査	検査検定	指定	16	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	都道府県の獣医師による公的検査と同等の検査をする必要があり質を担保する必要があることから指定事業を引き続き実施
7	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成二十一年厚生労働省令第九十六号)第2条	・手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等 ・手話通訳技能認定試験の合格者登録	試験(資格付与) 登録	認定	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。 指導監督の厳格化を行った。	聴覚障害者の自立と社会参加を促すため、登録事業等を実施。
8	身体障害者補助犬法第15条第1項	身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)の認定事務	その他	指定	7	身体障害者補助犬法を改正し、必要な見直しを行った。	良質な身体障害者補助犬の育成のため、認定事務は必要であり引き続き実施。
9	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令第7条第4項	精神保健判定医等に対する養成研修	講習研修	指定	1	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	研修実施により、必要な数の確保が必要であることから引き続き研修事業を実施。
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2	・啓発、広報 ・研究開発 ・研究開発成果の提供 ・研修 ・その他必要な業務	講習研修	指定	なし	特段なし	現在、指定されている法人はないが、精神障害者の社会復帰を促進する観点から、精神障害者社会復帰促進センターとして適切な法人から申請があった場合に備え、指定制度を維持することが望ましい。
11	クリーニング業法第7条の2	クリーニング師の試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	特段なし	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6	登録業者の従事者に対する技能研修	講習研修	指定	2	指定法人のインターネットでの公開を進めた。 指定基準を根拠省令上明確化した。	登録業者の自主的な業務改善に資するものであるため、当該研修を引き続き実施。
13	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の4	ダクト清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	3	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の4	排水管清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	3	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条の2第2項第3号	空調給排水管理監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
16	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第25条の2	清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	23	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第26条の2	空気環境測定実施者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第28条の2	貯水槽清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	41	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
19	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第29条の2	防除作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	34	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第30条の2	統括管理者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
21	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9	都道府県指導センターの経営相談員の養成	講習研修	指定	1	研修カリキュラムを適宜アンケートを基に見直し。	生衛業の健全な発達のため、生衛業の経営相談を行う相談員の養成は必要であり、講習を引き続き実施。
22	理容師法第3条第4項	理容師の養成	講習研修	指定	91	理容師養成施設に係る省令改正、単位制への変更等を行った。	感染症等の防止の観点から専門的な業務であり、引き続き養成施設で実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の類型	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
23	美容師法第4条第6項	美容師の養成	講習研修	指定	259	美容師養成施設に係る省令改正、単位制への変更等を行った。	感染症等の防止の観点から専門的な業務であり、引き続き養成施設で実施。
24	栄養士法第5条の3第4号	管理栄養士の養成	講習研修	指定	130	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	全国均一の水準による資格をもった管理栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
25	栄養士法第2条第1項	栄養士の養成	講習研修	指定	176	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	全国均一の水準による資格をもった栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
26	調理師法第3条第1項第1号	調理師の養成	講習研修	指定	272	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	全国均一の水準による資格をもった調理師を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
27	美容師法第4条の2	美容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。	美容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
28	美容師法第4条の2	美容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。	美容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
29	調理師法第3条の2第2項	調理師試験事務	試験(資格付与)	指定	1	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	四万人程度の受験者がいる中で、試験事務を良質かつ安定的に実施する必要があることから、指定された機関が引き続き試験事務を実施。
30	美容師法第5条の3	美容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
31	美容師法第5条の3	美容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
32	水道法第25条の12	給水装置工事主任技術者の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	役員及び職員の削減に伴う管理費減。受験申請書類の入手方法を有料頒布方式からダウンロード方式に変更。	約15000人の受験者に対する試験の公平性の観点から一機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
33	職業能力開発促進法第47条第1項	・技能検定の実施	試験(資格付与)	指定	11	省令改正を行い、指定基準を明確化したほか、試験事務の適性化を行った。指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。	技能検定制度を社会的ニーズに沿ったものとするため、特定の職種に精通する民間機関の活力を活用することが効果的であり、指導監督を強化した上で引き続き指定法人が同事務を実施。
34	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	雇用管理改善等事業	その他	指定	1	平成22年度から23年度にかけて交付金を約4割削減。組織の在り方については「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」で検討中。指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。公務員OBの削減。	介護労働安定センターが行う雇用管理改善等事業は離職率の低下等一定の成果を上げていることから、引き続き事業の効率化を実施するとともに、検討会での議論も踏まえた取組を行う。
35	医師法第16条の2第1項	医師臨床研修の実施	講習研修	指定	1,026	平成21年4月に、①研修医が選ぶ将来のキャリア形成にスムーズにつなげる、②研修の質の一層の向上を図る、③研修医の受入定員の適正化等の観点から見直しを行った。	医師臨床研修制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた病院のみを指定して研修を実施させるものであり、臨床研修の確実な実施を確保する観点から必要であり引き続き事業を実施。
36	歯科医師法第16条の2第1項	歯科医師臨床研修の実施	講習研修	指定	2,132	臨床研修施設の類型として「連携型臨床研修施設」を設ける等必要な見直しを行った。	歯科医師臨床研修制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた医療機関を指定して研修を実施させるものであり、その確実な実施を確保する観点から必要であり引き続き事業を実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
37	保健師助産師看護師法第21条第2号	看護師の養成	講習研修	指定	709	各職種毎に、社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、教育カリキュラムの内容も含めた指定基準等について見直しを行っている。	本制度は、養成を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた施設のみを指定して養成の実施を認めるものであり、養成の確実な実施を確保する観点から必要なものであり、引き続き実施。
38	保健師助産師看護師法第19条第2号	保健師の養成	講習研修	指定	26		
39	保健師助産師看護師法第20条第2号	助産師の養成	講習研修	指定	44		
40	診療放射線技師法第20条第1号	診療放射線技師の養成	講習研修	指定	39		
41	臨床検査技師等に関する法律第15条第1号	臨床検査技師の養成	講習研修	指定	30		
42	理学療法士及び作業療法士法第11条第1号	理学療法士及び作業療法士の養成	講習研修	指定	241(理学) 175(作業)		
43	視能訓練士法第14条第1号	視能訓練士の養成	講習研修	指定	24		
44	言語聴覚士法第33条第1号	言語聴覚士の養成	講習研修	指定	63		
45	臨床工学技士法第14条第1号	臨床工学技士の養成	講習研修	指定	45		
46	義肢装具士法第14条第1号	義肢装具士の養成	講習研修	指定	8		
47	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成	講習研修	指定	173(あん摩) 176(はり)		
48	柔道整復師法第12条第1項	柔道整復師の養成	講習研修	指定	102		
49	歯科衛生士法第12条第2号	歯科衛生士の養成	講習研修	指定	141		
50	歯科技工士法第14条第2号	歯科技工士の養成	講習研修	指定	48		
51	救急救命士法第34条第1号、第2号、第4号 救急救命士学校養成所指定規則第34条	救急救命士の養成	講習研修	指定	43		
52	看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条	・啓発 ・連絡調整、指導 ・情報・資料の収集、提供 ・その他の必要な業務	指導助言 調査研究 促進啓発 その他	指定	1	指定法人の国家公務員OBの削減、補助金の削減、経費削減を実施。法人の在り方については検討会で検討し、当面は現在の中央ナースセンターが業務を継続するが、人材確保法の趣旨を踏まえ、医療関係団体と協力しつつ看護職員の確保対策の強化を図り、今後とも事業運営の透明性の確保を図るべきであるとされた。	看護職員の確保対策の強化を図り、今後とも事業運営の透明性の確保を図りながら、当面は指定法人制度のもと事業を実施。
53	医療法施行規則第30条の14の2	・診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
54	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第2項	・検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の類型	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
55	社会福祉士及び介護福祉士法第39条	介護福祉士の養成	講習研修	指定	431	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。関係省令等を改正し、教育カリキュラム、教育要件等を見直し。 (「医療的ケア」の追加等)	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要がある、引き続き実施。
56	社会福祉士及び介護福祉士法第7条	社会福祉士の養成	講習研修	指定	69	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。関係省令等を改正し、教育カリキュラム、教育要件等を見直し。	専門的人材である社会福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要がある、引き続き実施。
57	社会福祉法第19条	社会福祉主事の養成	講習研修	指定	58	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	専門的人材である社会福祉主事の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要がある、引き続き実施。
58	社会福祉法第99条	・啓発活動 ・調査研究 ・研修 ・連絡調整、指導 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	講習研修	指定	1	指定法人の関連予算を約2割減する等効率化を図った。	福祉・介護人材の確保につながっており、今後も効率化を図りながら、事業を実施。
59	社会福祉法第102条	助成	助成(その他)	指定	1	指定法人の関連予算を平成18年度比で半減する等効率化を図った。	零細な企業で働く社会事業従事者の確保のため、福利厚生への支援は必要であり、引き続き効率化を図りながら事業を実施。
60	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	・啓発活動 ・研修 ・連絡調整、指導等 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	講習研修、促進啓発、指導助言、その他	指定	1	平成21年度から22年度にかけて補助金を約7割削減。指定法人制度の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会で議論し、引き続き指定法人制度を維持することとなった。指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。公務員OBの縮減。	高齢化の進展の中、シルバー事業は必要であり、引き続き民間団体のノウハウを活かした指定法人制度により効率化を図りながら引き続き実施。
61	港湾労働法第28条第1項	訓練研修	講習研修	指定	1	平成19年度から23年度にかけて関連予算を約2割削減。指定法人制度の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会で議論し、引き続き指定法人制度を維持することとなった。指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。公務員OBの縮減。	港湾労使の自主団体として発足した港湾労働安定協会を指定し、引き続き港湾労働者の需給調整等に資するよう事業を実施。
62	次世代育成対策推進法第20条	・事業主に対する講習会 ・一般事業主行動計画の策定・実施に関する相談 ・広報・啓発	講習研修 促進啓発	指定	96	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	次世代育成支援対策の一層の進展のため、企業の労務管理に精通した事業主団体を指定し、引き続き事業を実施。
63	児童福祉法第13条第2項第1号	児童福祉司に係る養成、講習	講習研修	指定	4	地方厚生局長に提出される実績報告をもとに事務・事業の見直しを行っている。	児童虐待等への対応で中心的役割を果たす児童福祉司について、その質の一定の水準を確保するため、引き続き実施。
64	児童福祉法第18条の6第1項第1号	保育士の養成	講習研修	指定	586	地方厚生局長に提出される実績報告をもとに事務・事業の見直しを行っている。	専門的職業としての保育士を養成するためには、一定の基準に適合している保育士養成施設により保育士養成を行うことが必要であり、引き続き実施。
65	こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律第1条	・児童のための集団施設の設置、運営 ・附帯業務	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。施設整備費の削減。	こどもの国は、子どもたちに遊びの場を与えるため必要であり、引き続き実施。
66	勤労者財産形成促進法第9条第3項 勤労者財産形成促進法施行規則第24条	・住宅資金貸付	その他	登録	1	指定制を登録制に改め、更に福利厚生会社の登録を推進するため登録基準を緩和した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	事業主が行う財形貸付業務を福利厚生会社が行うことでその事務負担を軽減するものであり、財形持家融資制度の利用促進のため必要。このため引き続き事業を実施。
67	勤労者財産形成促進法第6条第1項第2号 勤労者財産形成促進法施行令第5条	・勤労者財産形成貯蓄契約にあたる生命共済事業	その他	指定	1	政省令改正により指定基準を明確化した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	財形制度の趣旨から、財形契約の相手方について一定の基準に従い指定を行う必要がある。このため、引き続き事業を実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の類型	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
68	勤労者財産形成促進法第14条第1項 勤労者財産形成促進法施行規則第25条	・預貯金等の払出し等の勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務の代行	その他	指定	98	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	中小事業主の財形貯蓄に係る事務負担を軽減することができるため、引き続き実施。
69	労働安全衛生規則第14条第2項第1号、第2号 厚生労働省告示第百三十六号 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間	産業医の講習	講習研修	指定	2	指定基準等について法令上の整備を行った。	当該事業が産業医の選任や事業場の労働者の健康管理に資することや、当該講習には専門性を要することから指定法人により引き続き事業を実施。
70	労働安全衛生法第99条の2第1項	労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	17	指定基準等について省令上整備した。	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。 なお、指定されている法人はH18の閣議決定の対象外である建災防(特別民間法人)。
71	労働安全衛生法第99条の3第1項	就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	14	指定基準等について省令上整備した。	労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。
72	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	指定	3	指定基準等について省令上整備した。	医師等が講習を受けた場合に試験免除となる仕組みであるが、当該制度を利用して労働衛生コンサルタントとなる者が100名程度存在し、一定の割合を占めている。このことから、引き続き専門性の高い指定法人により事業を実施。
73	作業環境測定規則第5条の2	・第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	講習研修	登録	2	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	職場における労働者の健康保持のため作業環境測定士の養成が必要であり、引き続き登録事業者による養成を実施。
74	作業環境測定法施行規則第17条第2号及び16号	作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	講習研修	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	当該講習による試験免除を活用する者が150名程度で一定の割合を占めている。このことから、職場における労働者の健康保持のため、引き続き登録事業者による講習を実施。
75	労働安全衛生規則別表第5の4	・発破技士免許試験の受験資格に係る実技講習	講習研修	登録	5	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を与えることとする等の試験の要件緩和が提言。 これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	火薬の取扱いのない者に一定の取扱経験を与え、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
76	ボイラー及圧力容器安全規則第101条第3号	・二級ボイラー技士免許試験の受験資格に係る実技講習	講習研修	登録	20	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を与えることとする等の試験の要件緩和が提言。 これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	ボイラーの取扱いのない者に一定の取扱経験を与え、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
77	労働安全衛生規則別表第9資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修第1条第1項第3号	計画作成参画者の研修	講習研修	登録	1	登録基準等について省令上整備した。	一定の工事計画作成の際の有資格者としての計画作成参画者のための研修は、安全衛生の事務経験を代替するものであり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。
78	労働安全衛生規則第12条の3	安全衛生推進者等の養成に係る講習	講習研修	登録	134	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。 登録基準等について省令上整備した。	中小規模事業場の安全衛生管理体制の確保のため、安全衛生推進者等に対する講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。
79	粉じん障害防止規則第26条第3項	作業環境測定機器の較正	検査検定	登録	1	手数料の値下げを行った。 労政審の下専門委員会を設置し、登録基準を検討したが、新規参入の障害となっているとはいえないとの結論に	デジタル粉じん計は、機器の精度の確保のため較正を定期的に行う必要。引き続き、登録法人により効率的に実施。
80	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第11条第10号	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	登録	なし	指定基準等について省令上整備した。	現在、登録されている法人はないが、労働衛生コンサルタントの受験機会を広げる観点から、基準を満たす適切な法人から申請があった場合に備え、登録制度を維持することが望ましい。
81	薬事法第23条の2第1項	薬事法第23条の2第1項に規定する指定管理医療機器等の製造販売認証に係る基準適合性審査事務	検査検定	登録	13	厚生労働省においては平成20年12月に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」において、「医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を前提に、全ての管理医療機器を第三者認証制度への移行する」旨の施策を掲げており、認証基準の策定等その実現に向けた施策を推進。	医療機器のうち不具合が生じても人体へのリスクが比較的低いと考えられる指定管理医療機器のうち、認証申請された品目がしめる割合は約96%と、登録機関による認証は必要不可欠。このため、引き続き専門性の高い登録機関による審査事務を実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の類型	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
82	薬事法第41条第1項 日本薬局方 一般試験法の部 9.01標準品の条 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令	・日本薬局方標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	日本薬局方の標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
83	医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令別表第4部薄層クロマトグラフ用標準品の項 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令	・薄層クロマトグラフ用標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	タール色素に係る薄層クロマトグラフ用標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
84	放射性医薬品の製造及び取扱規則第3条第1項	・製薬企業等から委託を受けた放射性物質等の廃棄	その他	指定	1	指定法人についてインターネットでの公開を進めた。	本制度は、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して廃棄の実施を認めるものであり、当該廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
85	①国民健康保険法第45条第6項 ②高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項(老人保健法施行規則第21条第2項、第3項) ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第14条等	・診療報酬請求書の審査	その他	指定	1	レセプトオンライン化を踏まえ、平成23年度において電算処理システムの最適化を行ったところであり、今後更なる審査の効率化を図り、医療費の一層の適正化を図る。	一定点数以上の高度の専門性を要するレセプトを中央で集中して取り扱い、審査の効率化、厳格化を図ることを目的としている特別審査は、医療費の適正化を行う上で必要。このため、引き続き専門性の高い指定法人で実施。
86	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項	→情報及び資料の収集、提供 →給付金支給 →その他必要な業務	助成(助成金交付) その他	指定		平成21年11月の事業仕分けを踏まえ、平成23年9月から指定法人の活用を廃止し、都道府県労働局で実施。	
87	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第36条	→調査研究 →情報・資料の収集、提供 →事業主等に対する相談その他の援助 →給付金支給 →その他必要な業務	助成(助成金交付) 調査研究 指導助言 その他	指定		平成21年11月の事業仕分けを踏まえ、平成23年9月から指定法人の活用を廃止し、都道府県労働局で実施。	
88	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号。以下、「改正法」という。)による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、「旧高年齢法」という。)第32条第1項(但し、改正法により平成17年4月1日から指定制度自体廃止となっているが、改正法附則第3条で法施行時既に指定されている法人について、なお効力を有する旨規定)	→一般労働者派遣事業等 →その他必要な業務	講習研修 指導助言 その他	指定 ※但し、今後新規の指定はなし		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号)の施行により、平成17年4月1日から指定制度廃止。	
89	老人福祉法第29条の2	老人健康保持事業に関する →啓発普及 →事業の実施 →援助 →調査研究 →研修 →助成	講習研修 助成(その他) 調査研究 促進啓発 その他	指定		H21年11月の行政刷新会議の結論を踏まえ、H22年より指定法人による助成業務等を実施しないこととしたため、H23年に指定法人制度を廃止した。	
90	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する →助成 →情報の収集、提供等 →評価 →協力 →附帯業務	助成(その他) 調査研究 促進啓発 その他	指定		H21年11月の行政刷新会議の結論を踏まえ、H22年より指定法人による助成業務等を実施しないこととしたため、H23年に指定法人制度を廃止した。	